あかしし 明石市こどもの養育費に関する条例(案)

(目的)

ていぎ (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。

- (2) 保護者 父母、未成年後見人その他こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (4) こどもの養育費確保支援 養育費を確保するために市が行う支援をいう。

(基本理念)

- だい じょう よういくひかくほしぇん かか きほんりねん つぎ 第3条 こどもの養育費確保支援に係る基本理念は、次のとおりとする。
 - (I) こどもが人格を有する一人の人間であることに鑑み、こどもの はいぜん りぇき ゆうせん こうりょ 最善の利益を優先して考慮すること。
 - (2) 条約がこどもの意見表明権の確保を求めていることに鑑み、こど もの意見を尊重し、こどもの立場に立って行うこと。
 - (3) 保護者及び市が相互にこどもの最善の利益のために継続的に連携すること。

し (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民に最も身近な基礎自治体として、 がんけいきかん そうご れんけいきょうりょく 関係機関と相互に連携協力して、こどもの養育費確保支援に関する まほんてき そうごうてき せさく じっし 基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

- 2 市は、こどもの養育費確保支援に関する施策を実施するため、予算の はんいない 範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、第 | 条に規定する目的を達成するため、こども、保護者及び市民 等に対して支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(父母の責務)

(市民等の責務)

第6条 市民等は、こどもの養育費確保支援に関する施策に協力するよう
う努めるものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、こどもの養育費確保支援に関するこども、保護者及び市民等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(相談支援体制の整備)

第8条 市は、こども及びその保護者が養育費に関する問題について安心して相談をすることができるよう、総合的な相談支援の体制を構築するものとする。

(経済的支援)

第9条 市は、養育費を確保するために必要な経済的支援を行うものとする。

(関係機関の連携)

第 I O 条 市は、こどもの養育費確保支援を適切に行うため、関係機関と 連携するとともに、こども及びその保護者、養育費に係る制度に精通して いる者並びに関係機関から意見を聴くものとする。

ぶ そく 則

(施行期日)

L この条例は、令和5年4月1日から施行する。

けんとう (検討)

2 市長は、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、養育費の しはないぎない。 支払義務の不履行に対する罰則の制定の可否その他のこどもの養育費を 確保するために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、必要 な措置を講ずるものとする。